

産休等代替職員費補助金について

堺市 幼保政策課

概 要

児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたる休暇を必要とする場合に、その職員の職務を代行する職員（代替職員）を臨時的に任用するための経費を本市が負担することによって、職員の母体の保護、病休職員の専心療養の保障を図り、児童等の処遇を確保するため、交付するものです。

補助要件

1 補助対象となる職員の要件

補助対象となる職員は、次の全ての要件に該当するものであること。

- (1) 出産することとなる職員(以下、「産休職員」という。)又は傷病のため31日以上の療養を必要とする職員(以下、「病休職員」という。)であること。
- (2) 常勤の職員であること。
- (3) 就業規則又は労働契約の定めるところにより、3の代替職員の任用期間中に、**賃金の全額の支給**を受ける（有給休暇を取得する）職員であること。

(4) 施設種別に応じて、職種が次の表に掲げる職種のいずれかに該当するものであること。

幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	幼稚園	保育所	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
園長	園長	園長	園長	施設長	管理者	管理者
副園長・ 教頭	副園長・ 教頭	保育士 ※ 2	副園長・ 教頭	保育士	保育士	保育士
保育教諭 ※ 1	幼稚園教諭 ※ 2	幼稚園教諭 ※ 2	幼稚園教諭	保健師、看護師 又は准看護師	保健師、看護師 又は准看護師	保育従事者 ※ 3
保健師、看護師 又は准看護師	保育士 ※ 2	保健師、看護師 又は准看護師	栄養教諭又は 栄養士	栄養士	栄養士	保健師、看護師 又は准看護師
栄養教諭又は 栄養士	栄養教諭又は 栄養士	栄養士	養護教諭	調理員	調理員	栄養士
養護教諭	養護教諭	調理員	調理員			調理員
調理員	調理員					

※ 1 平成27年4月1日から10年間は、幼稚園教諭又は保育士のどちらか一方でも構いません。

※ 2 保育士及び幼稚園教諭免許のどちらの資格も有していることが望ましいですが、どちらか一方の資格のみの場合は、併有に向けた努力が必要とされています。

※ 3 小規模保育事業B型において保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者に限ります。

※ 4 保育士につきましては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含みます。

2 代替職員の要件

補助対象となる職員の職務を代行する職員は、次の全てに該当する者となります。

- (1) 産休職員又は病休職員の職種に応じて、それぞれ所定の資格を有する者
- (2) 産休職員又は病休職員と同じ勤務条件（常勤）の者

※ やむを得ない特別の理由があると市長が認めるときは、上記(1)にかかわらず、児童等の保護に従事したことがある者、児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全である者等を任命することができます。

3 代替職員の任用期間

次に掲げる期間を限度として、代替職員を任用するものとします。ただし、産休職員や病休職員と施設との雇用契約関係が終了したときは、その終了した日まで、産休職員や病休職員が復帰したときは、その復帰した日の前日までとなります。

(1) 産休の場合 次のいずれかの期間

ア 当該職員の出産予定日を含めてそれ以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間

イ 産前の休暇を開始する日から起算して16週間（多胎の場合は22週間）を経過する日までの期間

(2) 病休の場合

病休を開始して30日を経過した日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が病休を継続する期間

4 補助金交付の要件

公定価格の基本分、加算分、市補助事業、自主事業の職員配置を満たしており、当該職員配置を超えて、代替職員を配置していること。

※ 公定価格の基本分、加算分、市補助事業、自主事業の職員配置を満たしていない場合は、この補助金を申請することができません。

補助金額

次の(1)又は(2)のいずれか少ない額が補助金額となります。

- (1) **1日当たりの補助上限額** × 「3 代替職員の任用期間」中の代替職員の勤務日数
- (2) 「3 代替職員の任用期間」に、産休職員・病休職員に対して支出した賃金相当額

※ **1日当たりの補助上限額**は、社会情勢による人件費の見直しにより、

毎年改定されます。今年度の金額については、**別紙「産休等代替職員費補助金補助上限額」**をご覧ください。

手続のながれ

